

返戻金制度について

当社の「返戻金制度」について以下に記載する。

紹介手数料の返還

採用者が甲に入社後3ヶ月以内に、自己都合により退職、または採用者の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で紹介手数料を返還するものとする。

- ・入社後10日以内に退職した時:紹介手数料の100%
- ・入社後2ヶ月以内に退職した時:紹介手数料の50%
- ・入社後3ヶ月以内に退職した時:紹介手数料の20%

2.紹介手数料の返還は採用者が退職した日より1ヶ月以内に返還するものとする。

3.当該採用者に代わる人材を直ちに紹介できる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

4.採用者に対する労働条件が、本件雇用契約と著しく異なることに起因する退職や、甲の都合による解雇、など※不可抗力による退職の場合は、紹介手数料を返還する必要はないものとする。

※不可抗力

次の各号に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙それぞれ契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- ・天災地変等の自然災害
- ・暴動・内乱・戦争
- ・労働争議等
- ・行政庁等による命令処分
- ・法令の制定改廃
- ・交通機関の事故
- ・その他前各号に準ずる非常事態

2.前項各号の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、知り得る情報を通知しなければならない。

許可番号 23-コ-302762

事業所の名称及び所在地

乃泉株式会社 本店

愛知県蒲郡市三谷北通一丁目 79 番 2